自然環境局 自然環境計画課 生物多樣性地球戦略企画室

1.事業の概要

生物多様性の保全・再生や持続可能な利用に関する<u>政策課題に直結した技術開発</u> <u>や応用的な調査研究</u>のうち、下記要件に該当する分野について、実施機関(国立試 験研究機関、国公私立大学、高等専門学校、地方公共団体研究機関、独立行政法人、 特殊法人、認可法人、民間企業、公益法人など)を公募・選定の上、<u>技術開発等を</u> 実施する。

開発された技術の実用化により、<u>生物多様性保全施策に直接応用可能</u> 既存の知見や技術の応用により、<u>比較的短期間(2~3年)で技術開発が可</u> <u>能</u>

商業ベースに乗るまでの需要が見込みにくい、開発能力を有する民間企業が存在しないなどの理由により、民間主導による製品開発が見込めない 開発による地方公共団体等への寄与が大きい

想定される技術開発等の分野と課題の例

生物多様性の観測・観察のための先端的機器の開発

例:渡り鳥や野生動物の行動追跡技術

野生生物との共存等に必要な技術・機器システムの開発

例:野生動物の効果的・効率的な捕獲技術

2. 事業計画

平成21年度から継続(1箇所あたり実施期間は2~3年程度)

3. 施策の効果

生物多様性に関する知見の集積や効果的な保全及び持続可能な利用に関する施策の推進、関連分野の科学技術の振興などの効果が期待できる。

生物多樣性基本法

第23条 国は、生物の多様性に関す る科学技術の振興を図る

新たな問題への対応

地球温暖化、鳥インフルエンザ、鳥獣 被害、外来生物など

COP10の開催

ホスト国として、生物多様性保全施策の -層の強化の必要性

背景

技術や知見の不足

生物多様性に関する施策の実施に必要 な技術や知見が不十分

政策課題に直結した技術開発や応用的調査研究の推進による 生物多様性保全施策の飛躍的な展開!

開 発 開発技術の実用 分 化により生物多 野 様性保全施策に の 直接応用可能 要

既存の知見や技 術の応用により、 比較的短期間(2 ~3年)で技術開 発が可能

民間ベース では早期の 開発が期待 できない

開発による 地方公共団 体等への寄 与が大きい

生物多様性の観測・観察 のための先端的機器の開発

例:渡り鳥や野生動物の行動 追跡技術

人工衛星、GPS、PHSにソー ラー発電などを組み合わせた 超軽量・超長期・高精度の行 動追跡技術 の開発



野生生物との共存等に必要な 技術・機器システムの開発

例:野生動物の効果的・効率的 な捕獲技術

野生鳥獣や特定外来生物の効 果的・効率的な捕獲技術の開 発



開 発 課 題 の 例